

# 舞鶴市は

# 新婚さんの 新生活を 応援します!!

新婚世帯支援事業補助金  
最大60万円



## 対象

- ・ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- ・ 夫婦の両方が39歳以下
- ・ 夫婦の両方が舞鶴市に住所を有する
- ・ 夫婦の前年所得が500万円未満で、市税等の滞納がない
- ・ 夫婦ともに特定の講座を受講すること

## 対象 経費

住宅の購入・賃借・引越しに要する費用

## 補助 金額

- ・ 夫婦とも29歳以下の世帯 **上限額 60万円**
- ・ 夫婦とも39歳以下の世帯 **30万円**

※実際に要した費用が上限額に満たない場合は、千円未満切捨て

## 受付 期間

**令和8年4月1日～令和9年3月31日**

※ただし、予算がなくなり次第終了します

## 【申請・お問い合わせ】

舞鶴市ふるさと応援課

TEL : 0773-66-1085

Mail : f-ouen@city.maizuru.lg.jp

補助金の交付条件については、  
ふるさと応援課へお問い合わせ

いただくか、市HPをご確認ください。

《HPはこちら》



# 対象要件フローチャート



はい



いいえ

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に、  
婚姻届を提出した世帯



夫婦の両方の住民票が舞鶴市にある



婚姻届提出日または受理証明書交付日において、  
夫婦の双方が39歳以下である



夫婦の合計所得が500万円未満である



舞鶴市及び京都府に対し、税の滞納がない



過去に本補助金や、他の自治体で同様の新婚生活支援に関する  
補助金等の交付を受けていない



申請する費用は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの  
間に、新生活に伴う住居の購入・賃借・引越しに要した費用である



夫婦とも  
29歳以下

夫婦ともに39歳以下

最大60万円

最大30万円

交  
付  
対  
象  
外

※詳しくはふるさと応援課へお問い合わせください